



(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成30年 9月21日

神奈川県知事 殿

申請者 〒105-0023  
住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号

氏 名 大興運輸倉庫 株式会社  
代表取締役 片山 饒 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



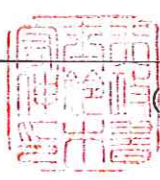
電話番号 03-3868-0291

ファクシミリ 03-3868-0292

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 <input type="checkbox"/> なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 東京都港区芝浦一丁目13番10号 電話番号 03-3868-0291 事業場 神奈川県川崎市川崎区塩浜4-1-1 事業場 神奈川県川崎市川崎区小島町10-2 事業場 埼玉県戸田市氷川町3-14-16 電話番号 048-441-4731
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 19台、運搬容器 <input type="checkbox"/> 有・無) 18
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	更新許可申請を受理しました。 現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項又は第14条の4第8項) 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 平成30年9月21日

※事 務 処 理 欄  
東京都行政書士会々員登録番号71080462号  
東京都品川区東大井1-17-20  
行政書士 鈴木 宏 伸  
TEL 03-3474-7526



(日本工業規格 A列4番)

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区芝浦一丁目13番10号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社

（法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名） 代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 25年 12月 9日  
（初回許可年月日 平成 5年 11月 1日）  
許可の有効年月日 平成 30年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

廃水銀等

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

※ 営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成28年 9月26日 変更許可（品目の追加：特定有害産業廃棄物（廃水銀等））

平成25年12月 9日 更新許可

5. 積替え許可の有無

有

市名：川崎市

許可番号：05760004830

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

別表 1

## 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1・2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1・3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
1・4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。